

- 問1 地方公共団体が、法律の範囲内で独自のルールとして制定する法を何という？
- 問2 地方公共団体が定めた条例が国の法律と矛盾・対立している場合、その規定はどうなる？
- 問3 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？
- 問4 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？
- 問5 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？
- 問6 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？
- 問7 地方自治体が、行政サービスを行うための費用を自分で調達する財源を何という？
- 問8 都道府県知事や市町村長の任期は、何年と定められている？
- 問9 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？
- 問10 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？
- 問11 地方公共団体の長である知事が、議会で可決された議案に対して、一定の範囲で異議を唱えたり再議を求めたりする権限を何という？
- 問12 自治体が住民から自ら徴収する税金と対比される、所得税や酒税のように国が徴収する税金を何という？
- 問13 地方自治体が実施する住民投票において、その結果を議会や長が尊重する義務があるかどうかなどを定めるルールを何という？
- 問14 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？
- 問15 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？
- 問16 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体はその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？
- 問17 地方公共団体の議会が制定する、その地域独自の法規を何という？
- 問18 特定の自治体における重要な政策課題について、住民が直接賛否を投じる仕組みを何という？
- 問19 地方自治において、解職請求（リコール）が受理された後、住民が直接参加して解職の是非を決定する手続きを何という？
- 問20 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？

答え合わせ・解説

| | | |
|-----|----------------|--|
| 問1 | 答え 条例 | 条例とは、地方公共団体が国の法律や憲法の範囲内で独自に定める決まりです。地方議会での議決を経て制定され、ゴミの出し方や公共施設の利用、環境保全など、その地域の住民生活に直接関わる事柄を定めます。 |
| 問2 | 答え 無効 | 条例は地方の独自のルールですが、あくまで国全体の法律に違反してはならないという決まりがあります。もし条例の内容が国の法律と矛盾している場合、法律の優位性が認められ、その条例の規定は法的効力を持たない「無効」なものとして扱われます。 |
| 問3 | 答え 二層制 | この仕組みを二層制と呼びます。都道府県は広域的な業務や市町村間の調整を担い、市町村は住民の日常生活に密着した行政サービスを直接提供します。それぞれ独立した法人格を持ち、独自の条例や予算を編成して運営されます。 |
| 問4 | 答え 解職請求 | 解職請求（リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。一定数以上の署名を集めて選挙管理委員会に提出し、その後の住民投票で過半数の賛成が得られれば、対象者は失職します。 |
| 問5 | 答え 不信任決議 | 不信任決議が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。これにより、首長と議会の対立が極まった際、住民に改めて判断を仰ぐ機会が生まれます。 |
| 問6 | 答え 首長 | 都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を首長と呼びます。首長は行政権を持ち、予算案の作成や執行を行う一方で、地方議会の議決を尊重し、議会による監視を受けます。 |
| 問7 | 答え 自主財源 | 自主財源の中心は地方税です。他にも、公共施設の使用料や手数料なども自主財源に含まれます。これらと、国から配分される地方交付税などの「依存財源」を組み合わせて予算が成り立っています。 |
| 問8 | 答え 4年 | 地方自治法において、知事や市町村長の任期は4年と規定されています。この期間中に住民から委託された政策を実行し、一定期間ごとに選挙を行うことで、住民の意思が政治に反映されるサイクルが維持されています。 |
| 問9 | 答え 直接選挙 | 直接選挙は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。この選挙結果に基づいて選ばれた代表者が、住民の代表として行政や立法を担当します。これにより、首長と議会が別々に選ばれる「二元代表制」が成立し、お互いが緊張感を持って政治を行うことが可能になります。 |
| 問10 | 答え 地方自治の本旨 | 地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。住民自治は住民の意思に基づく政治運営を指し、団体自治は国から独立した組織として地方公共団体が自律的に行政を行うことを指します。 |
| 問11 | 答え 拒否権 | 拒否権は、議会が可決した条例や予算などの議案に対して、首長が再議を求める権限です。これにより、首長は議会の決定を単独で拒否するのではなく、再度の審議を求めることで対等な立場で牽制を行います。 |
| 問12 | 答え 地方税 | 地方税には、住民が住む地域に納める住民税や、固定資産税などがあります。地方交付税は、国が集めた国税の一部を、地方税の不足分を補うために分配する仕組みです。 |
| 問13 | 答え 条例 | 条例は、議会の議決を経て制定される地方自治体の法律です。住民投票を実施するかどうか、その投票結果に首長や議会がどのような法的拘束力を負うかといった具体的なルールは、各自治体がそれぞれ制定する条例によって決定されます。 |
| 問14 | 答え 地方交付税交付金 | このままでは、税収の少ない自治体では住民に十分な教育や福祉を提供できません。そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ地方交付税交付金を配分します。 |
| 問15 | 答え 条例 | 条例は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。法律に違反しない限り、独自の罰則を設けることも可能です。 |
| 問16 | 答え 一般財源 | 地方交付税は、自治体が自由に使い道を決められる「一般財源」の一種です。これに対し、国から特定の事業目的のために支給される「国庫支出金」は、使い道が限定される「特定財源」と呼ばれます。 |
| 問17 | 答え 条例 | 条例は、地方公共団体の議会が制定する法規です。道路やゴミの処理、公害対策、福祉など、地域の生活に密着したルールを定めることができます。法律に違反してはなりませんが、地方は地域住民の暮らしを守るために、独自の政策を条例として実行する権限を持っています。 |
| 問18 | 答え 直接民主制 | 住民投票は、間接民主制を補完するものとして機能します。地域の合併や大規模開発など、住民生活に大きな影響を与える事項について、住民が直接「イエス・ノー」を投じることで、より民意を反映させることができます。 |
| 問19 | 答え 投票 | 住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で住民投票が行われます。この投票で過半数の賛成があれば、首長や議員は自動的にその職を失うことになります。 |
| 問20 | 答え 再議 | 首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「再議」を要求できます。これにより、改めて議論を深めることができます。それでも議会が元の判断を堅持すれば、首長は解散権の行使を検討することもあります。 |